

議案第 59 号

渋川市赤城キャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市赤城キャンプ場条例の一部を改正する条例

渋川市赤城キャンプ場条例（平成 18 年渋川市条例第 192 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「キャンプ場」を「渋川市赤城キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）」に改める。

第 3 条第 1 項中「渋川市赤城キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）」を「キャンプ場」に改める。

別表キャンプ場の項中「200 円」を「210 円」に改め、同表テントの項中「520 円」を「540 円」に改め、同表バンガローの項中「3, 150 円」を「3, 300 円」に改め、同表徴収時期の欄中「受けたとき」の次に「。」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の渋川市赤城キャンプ場条例第 9 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

消費税法及び地方税法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市赤城キャンプ場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行																																									
<p>（設置） 第1条 市民の心身の健全な発育とレクリエーションの増進を図るため、<u>渋川市赤城キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）</u>を設置する。</p> <p>（管理） 第3条 <u>キャンプ場</u>は、市長が管理する。 2 （略）</p> <p>別表（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>徴収時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">キャンプ場</td> <td rowspan="2">1日</td> <td>大人 <u>210円</u></td> <td rowspan="5">利用の許可を受けたとき。</td> <td rowspan="5">大人は、中学生以上とする。</td> </tr> <tr> <td>子供 100円</td> </tr> <tr> <td>テント</td> <td>1日</td> <td>一張 540円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バンガロー</td> <td rowspan="2">1日</td> <td>一棟 <u>3,300円</u></td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>3分</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額	徴収時期	備考	キャンプ場	1日	大人 <u>210円</u>	利用の許可を受けたとき。	大人は、中学生以上とする。	子供 100円	テント	1日	一張 540円	バンガロー	1日	一棟 <u>3,300円</u>	シャワー	3分	100円	<p>（設置） 第1条 市民の心身の健全な発育とレクリエーションの増進を図るため、<u>キャンプ場</u>を設置する。</p> <p>（管理） 第3条 <u>渋川市赤城キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）</u>は、市長が管理する。 2 （略）</p> <p>別表（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>徴収時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">キャンプ場</td> <td rowspan="2">1日</td> <td>大人 <u>200円</u></td> <td rowspan="5">利用の許可を受けたとき。</td> <td rowspan="5">大人は、中学生以上とする。</td> </tr> <tr> <td>子供 100円</td> </tr> <tr> <td>テント</td> <td>1日</td> <td>一張 520円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バンガロー</td> <td rowspan="2">1日</td> <td>一棟 <u>3,150円</u></td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>3分</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額	徴収時期	備考	キャンプ場	1日	大人 <u>200円</u>	利用の許可を受けたとき。	大人は、中学生以上とする。	子供 100円	テント	1日	一張 520円	バンガロー	1日	一棟 <u>3,150円</u>	シャワー	3分	100円
区分	単位	金額	徴収時期	備考																																							
キャンプ場	1日	大人 <u>210円</u>	利用の許可を受けたとき。	大人は、中学生以上とする。																																							
		子供 100円																																									
テント	1日	一張 540円																																									
バンガロー	1日	一棟 <u>3,300円</u>																																									
		シャワー			3分	100円																																					
区分	単位	金額	徴収時期	備考																																							
キャンプ場	1日	大人 <u>200円</u>	利用の許可を受けたとき。	大人は、中学生以上とする。																																							
		子供 100円																																									
テント	1日	一張 520円																																									
バンガロー	1日	一棟 <u>3,150円</u>																																									
		シャワー			3分	100円																																					